



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

- 消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員的身分
を示す証明書の携帯等に関する規則(二三・県民文化政策
課)……………1
- 土地改良法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証
明書の携帯等に関する規則(二四・農地整備課)……………3
- 公安委員会規則
- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
(五・警務課)……………6

規 則

消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員的身分を示す証明書の携帯等に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十三号

消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員的身分
を示す証明書の携帯等に関する規則

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十四条
第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分
を示す別記様式による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しな
ければならない。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別記様式 身分証明書

(表面)

5.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、消費生活協同組合法第94条第1項から第5項までの規定による検査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

← 9.1センチメートル →

(裏面)

消費生活協同組合法抜粋

(行政庁による検査)

第94条 組合員が、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑があることを理由として、検査を請求したときは、当該行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 当該行政庁は、組合に法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 当該行政庁は、第10条第1項第4号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 当該行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。

5 当該行政庁は、前各項の規定により第10条第1項第4号の事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 略

消費生活協同組合法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則抜粋

消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第94条第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

土地改良法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帶等に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十四号

土地改良法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帶等に関する規則

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十八条第四項の規定により県の職員が携帶する身分を示す証票の様式は、様式第一号によるものとする。

第二条 土地改良法第百三十二条第一項及び第百三十三条(これらの規定を同法第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による検査をする職員は、その身分を示す様式第二号による証明書を携帶し、関係者にこれを提示しなければならない。

附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

様式第1号 身分証明書(第1条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、土地改良法第118条第1項の規定による測量又は調査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

8.5センチメートル

6センチメートル

(裏面)

土地改良法抜粋

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)

第118条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 国、都道府県又は市町村の職員

二～五 略

2・3 略

4 第1項の場合には、同項第1号から第3号までの者はその身分を示す証票を、同項第4号又は第5号の者は第2項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5・6 略

様式第2号 身分証明書(第2条関係)

(表面)

6センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、土地改良法第132条第1項及び第133条（これらの規定を同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

8.5センチメートル

(裏面)

土地改良法抜粋

(土地改良区に関する規定の準用)

第84条 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定を準用する。

(報告の徴収及び検査)

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 略

第133条 土地改良区の組合員が、総組合員の10分の1以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑があることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

土地改良法の規定に基づく検査をする職員の身分を示す証明書の携帯等に関する規則抜粋

(身分を示す証明書の携帯等)

第2条 土地改良法第132条第1項及び第133条（これらの規定を同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による検査をする職員は、その身分を示す様式第2号による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第5号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則 (昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表に次のように加える。

警備第二課	全国植樹祭警備警備対策室
-------	--------------

第4条監察課の項第5号中「留置場」を「留置施設」に改める。

第4条の2生活安全企画課の項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 探偵業の届出及び指導に関すること。

第7条国体対策課の項第1号中「、第7回全国障害者スポーツ大会及び第59回全国植樹祭」を「及び第7回全国障害者スポーツ大会」に改める。

「秋田県警察事務吏員

第15条警察官以外の職員の項中 秋田県警察技術吏員 を「秋

秋田県警察管理技師」

田県警察一般職員」に改める。

第16条第1項中「次表」を「次の表」に改め、同項の表中「又は職員」を「又は種類」に改め、同表部部長の項から学校学校長の項までの規定中「、事務吏員又は技術吏員」を「又は一般職員」に改め、同表刑事部の項及び総務課企画調整官の項を削り、

交通指導課	交通反則通告センター長	命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
	通告官	命を受け、交通反則通告行為の処理に関する事務を掌理する。

同表中

交通指導課	交通反則通告センター長	命を受け、交通反則通告センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
	通告官	命を受け、交通反則通告行為の処理に関する事務を掌理する。

警備第二課	全国植樹祭警備警備対策室長	命を受け、第59回全国植樹祭の開催に伴う警備警備に関する事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-------	---------------	---

「警視、事務吏員又は技術吏員」を「警視又は一般職員」に改め、同表刑事企画課国

警視、事務吏員又は技術吏員	警視又は一般職員
---------------	----------

際犯罪捜査情報官の項を削り、同表中「警視、警部、事務吏員又は技術吏員」を「警視、警部又は一般職員」に改め、同表学校及び課等主幹の項から学校及び課等主任又は分隊長の項までの規定中「、事務吏員又は技術吏員」を「又は一般職員」に改め、同表

技術員	事務吏員又は技術吏員	一般職員
-----	------------	------

技術員	職員	吏員以外の職員
-----	----	---------

「一般職員」に改める。

第17条第1項中「次表」を「次の表」に改め、同項の表中「又は職員」を「又は種類」に改め、同表主幹調査官の項及び調査官の項、主幹の項から課長代理の項まで、係長の項及び専門官の項並びに主任の項中「事務吏員」を「一般職員」に改め、同表中

事務吏員	技術員	事務吏員	一般職員
事務吏員	事務吏員	事務吏員	一般職員
事務吏員	事務吏員	事務吏員	一般職員

「又は職員以外の職員」を「一般職員」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条監察課の項の改正規定は刑事施設及び受刑者の処遇等に関する

る法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から、第4条の2生活安全企画課の項の改正規定は同年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に秋田県警察事務吏員、秋田県警察技術吏員及び秋田県警察管理技術師である職員は、別に辞令を発せられないときは、秋田県警察一般職員に命じられたものとする。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄